

令和7年12月19日(金)

## 【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 小池田 直人

課長補佐 星澤 伸太郎

地方障害者雇用担当官 前川 真一郎

電話 076(265)4428



## ～令和7年「障害者雇用状況報告」の集計結果～

**民間企業の雇用障害者数は5,073.0人(対前年比0.4%増加)となり、過去最高を更新**

石川労働局(局長 八木 健一)は、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和7年「障害者雇用状況報告」(令和7年6月1日現在)の石川県内の集計結果を取りまとめましたので、下記のとおり公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務付けています。(民間企業の法定雇用率は2.5%)

今回の集計結果は、同法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

## &lt;集計結果の主なポイント&gt;

## &lt;民間企業&gt; &lt;法定雇用率2.5%&gt;

- 雇用障害者数5,073.0人、対前年差20.5人増(対前年比0.4%増)
- 実雇用率2.57%、対前年比0.04ポイント低下
- 法定雇用率達成企業の割合50.1%、対前年比2.5ポイント低下  
法定雇用率未達成企業数641社、対前年比6.8%増(41社増)

## &lt;石川労働局・ハローワークの取組&gt;

石川労働局・ハローワークでは、

- 法定雇用率未達成企業(特に初めて障害者を雇用する企業)を訪問し、トップに対する働きかけや障害者の雇い入れに向けた支援(課題の整理、雇用事例の提供、職務の切り出し、採用予定の職務に適合すると思われる障害者の提案)
- 障害者雇用に関する優良な中小事業主に係る認定制度(もにす認定)の推進による障害者雇用に向けた機運醸成
- 障害者就職面接会や見学会など企業と障害者が直接対面する機会の提供
- 障害者雇用の理解を促すセミナーの開催
- 労働局・ハローワークが企業や関係団体を訪問し、更なる障害者雇用について周知啓発などに取り組むことにより、民間企業における法定雇用率の達成に向けて、障害者の雇用促進を引き続き図ってまいります。

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1. 民間企業における雇用状況

### （1）調査対象企業…総括表1（P4）、詳細表の【第1表】（P10）

- ・2.5%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数40.0人以上規模の企業）が対象となり、1,285社で、前年より19社（1.5%）増加した。

### （2）雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1（P4）、P5の1,2及び詳細表の【第1表】・【第2表】（P10）、【第9表】（P15）

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は5,073.0人で、前年より0.4%（20.5人）増加した。
- ・実雇用率は2.57%（前年は2.61%）となり、全国平均（2.41%）を上回った。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

### （3）法定雇用率未達成企業の状況…総括表1（P4）、P5の2及び詳細表の【第9表】（P15）、【第10表】（P16）

- ・法定雇用率達成企業の割合は50.1%（前年は52.6%）で、2.5ポイント低下、全国平均（46.0%）は上回った。また、未達成企業は641社と、前年比6.8%（41社）増加した。
- ・法定雇用率未達成企業（641社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は70.0%（449社）となっている。
- ・障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業に占める割合は56.9%（365社）となっている。

### （4）企業規模別の状況…P6の3及び詳細表の【第3表】・【第4表】（P11）

- ・雇用されている障害者の数は、100～300人未満規模で1,575.0人と最も多いが、前年より62.5人、3.8%減少した。
- ・企業規模別の実雇用率では、500～1,000人未満規模（3.10%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合でも、500～1,000人未満規模（58.5%）が最も高くなっている。
- ・また、300～500人未満規模では、実雇用率（2.11%）及び法定雇用率達成企業の割合（34.7%）が最も低くなっている。

### （5）産業別の状況…P7の4及び詳細表の【第5表】～【第8表】（P12～14）

- ・雇用されている障害者の数は、「医療・福祉」で最も多く1,489.0人、次いで「製造業」1,331.5人となっている。
- ・産業別の実雇用率では、「医療・福祉」（4.57%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合では、「サービス業」（58.3%）が最も高くなっている。
- ・また、実雇用率が最も低いのが「学術研究、専門・技術サービス業」（1.42%）、法定雇用率達成企業の割合が最も低いのは「教育・学習支援業」（22.7%）となっている。

## 2. 地方公共団体における在職状況

### (1) 石川県・市町等の機関（法定雇用率 2.8%）… [総括表 2 (1) (P4)、詳細表の【第14表】・【第15表】(P18)]

石川県及び市町等の機関に在職している障害者の数は 553.5 人で、前年より 6.3% (33.0 人)

増加した。実雇用率は 2.74% と、前年に比べ 0.13 ポイント低下した。

36 機関中 23 機関で法定雇用率を達成した。

### (2) 石川県等の教育委員会（法定雇用率 2.7%）… [総括表 2 (2) (P4)、詳細表の【第16表】・【第17表】(P19)]

石川県等の教育委員会に在職している障害者の数は 236.0 人で前年より 9.5% (20.5 人) 増加した。

実雇用率は 2.56% と、前年に比べ 0.22 ポイント低下した。

3 機関中 2 機関において法定雇用率を達成した。

※昨年比で除外率が 10 ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

## 3. 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率 2.8%）に雇用されている障害者の数は 106.5 人で、前年より 11.5% (11.0 人) 増加した。実雇用率は 2.74% と、前年に比べ 0.09 ポイント低下した。

5 機関中 4 機関において法定雇用率を達成した。

〔総括表 3 (P4)、詳細表の【第18表】・【第19表】(P20)〕

※昨年比で除外率が 10 ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

○労働者数について短時間労働者（週の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満）は 0.5 人としてカウントするため小数点以下の標記となっている。なお、重度身体障害者及び重度知的障害者については 1 人を 2 人に相当するものとしてカウントする。重度以外の身体障害者及び知的障害者の短時間労働者については 0.5 人としてカウントする。重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者の特定短時間労働者（週の勤務時間が 10 時間以上 20 時間未満）については 0.5 人とする。

○除外率とは、障害者の就業が困難であると認められる業種について、除外率に相当する労働者数を控除する制度。

## 総括表

### 令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

#### 1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.5%)

( ) 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合	⑥不足数
計	197,449.0 人 ( 193,331.5 人 )	5,073.0 人 ( 5,052.5 人 )	2.57 % ( 2.61 % )	644 / 1,285 ( 666 / 1,266 )	50.1% ( 52.6% )	955.5 人 ( 922.5 人 )

#### 2 地方公共団体における在職状況

##### (1) 石川県・市町等の機関 (法定雇用率 2.8%)

( ) 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	20,200.0 人 ( 18,122.5 人 )	553.5 人 ( 520.5 人 )	2.74 % ( 2.87 % )	23 / 36 ( 31 / 36 )	63.9% ( 86.1% )	29.0 人 ( 7.5 人 )
石川県知事部局	5,811.5 人 ( 5,280.5 人 )	170.0 人 ( 153.0 人 )	2.93 % ( 2.90 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0% ( 100.0% )	0.0 人 ( 0.0 人 )
その他の石川県機関	432.0 人 ( 430.0 人 )	14.0 人 ( 15.0 人 )	3.24 % ( 3.49 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0% ( 100.0% )	0.0 人 ( 0.0 人 )
市町の機関(*1)	13,956.5 人 ( 12,412.0 人 )	369.5 人 ( 352.5 人 )	2.65 % ( 2.84 % )	21 / 34 ( 29 / 34 )	61.8% ( 85.3% )	29.0 人 ( 7.5 人 )

(\*1) 市町の機関は下記(2)の市町教育委員会以外の市町教育委員会を含む。

##### (2) 石川県等の教育委員会 (法定雇用率 2.7%)

( ) 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	9,208.0 人 ( 7,742.0 人 )	236.0 人 ( 215.5 人 )	2.56 % ( 2.78 % )	2 / 3 ( 3 / 3 )	66.7% ( 100.0% )	12.5 人 ( 0.0 人 )
石川県教育委員会	8,334.5 人 ( 6,867.0 人 )	212.5 人 ( 189.5 人 )	2.55 % ( 2.76 % )	0 / 1 ( 1 / 1 )	0.0% ( 100.0% )	12.5 人 ( 0.0 人 )
市町教育委員会(*2)	873.5 人 ( 875.0 人 )	23.5 人 ( 26.0 人 )	2.69 % ( 2.97 % )	2 / 2 ( 2 / 2 )	100.0% ( 100.0% )	0.0 人 ( 0.0 人 )

(\*2) 市町教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

#### 3 独立行政法人等における雇用状況 (法定雇用率 2.8%)

( ) 内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
独立行政法人等(*3)	3,881.0 人 ( 3,380.0 人 )	106.5 人 ( 95.5 人 )	2.74 % ( 2.83 % )	4 / 5 ( 5 / 5 )	80.0% ( 100.0% )	1.0 人 ( 0.0 人 )

(\*3) 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

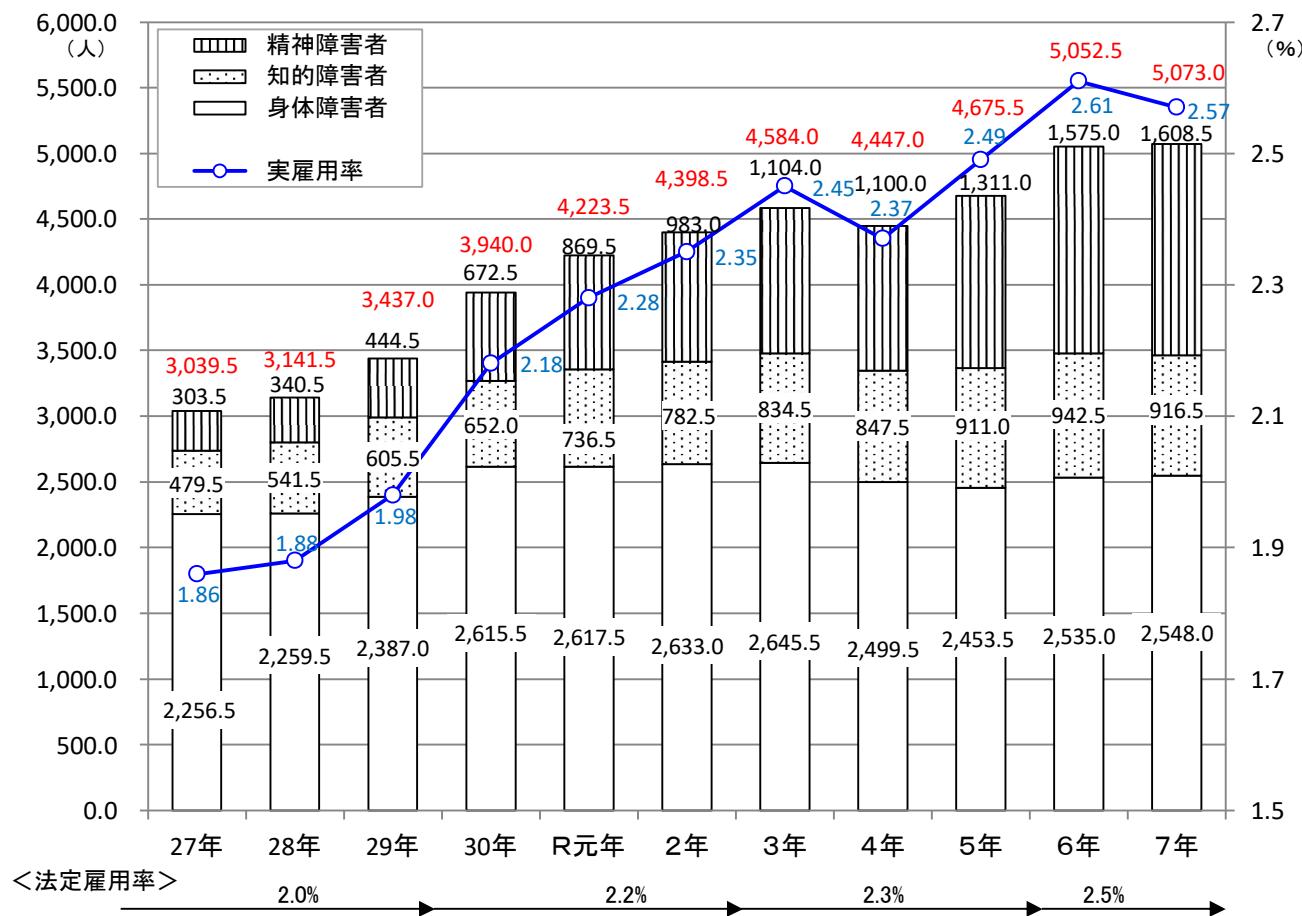
2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

# 民間企業における障害者雇用状況

## 1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(石川県内)

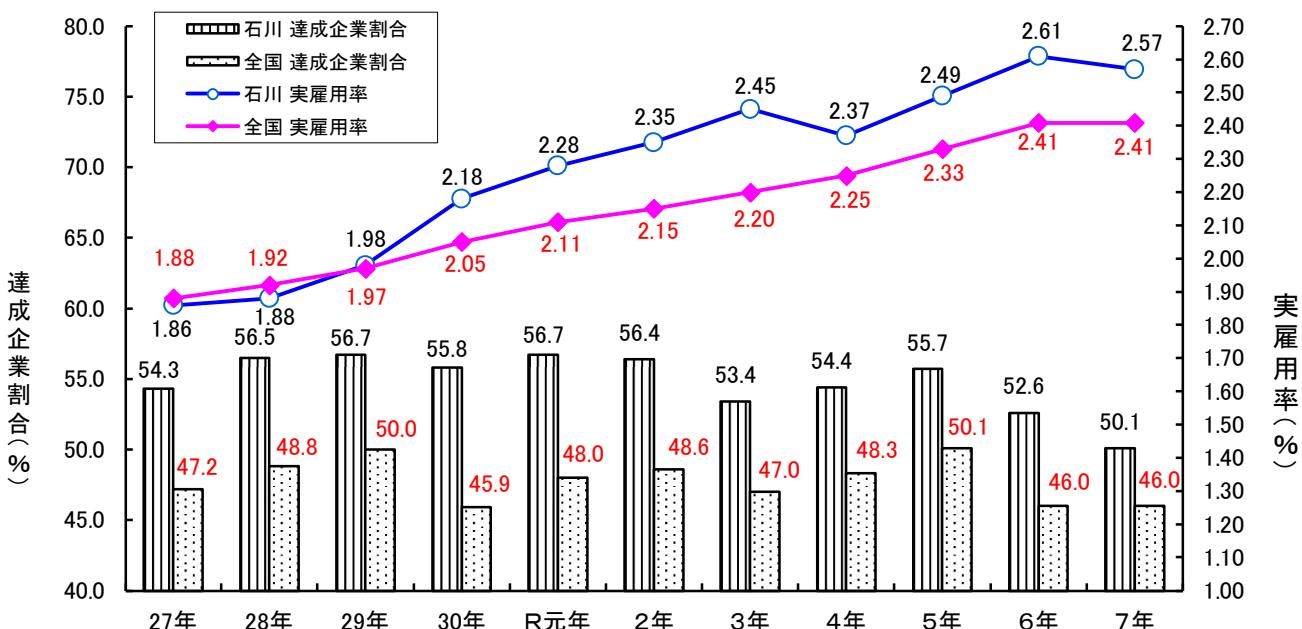


注1:雇用義務のある企業(平成26年～平成29年は50人以上規模、平成30年～令和2年は45.5人以上規模、令和3年～令和5年は43.5人以上規模企業、令和6年以降は40.0人以上規模)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

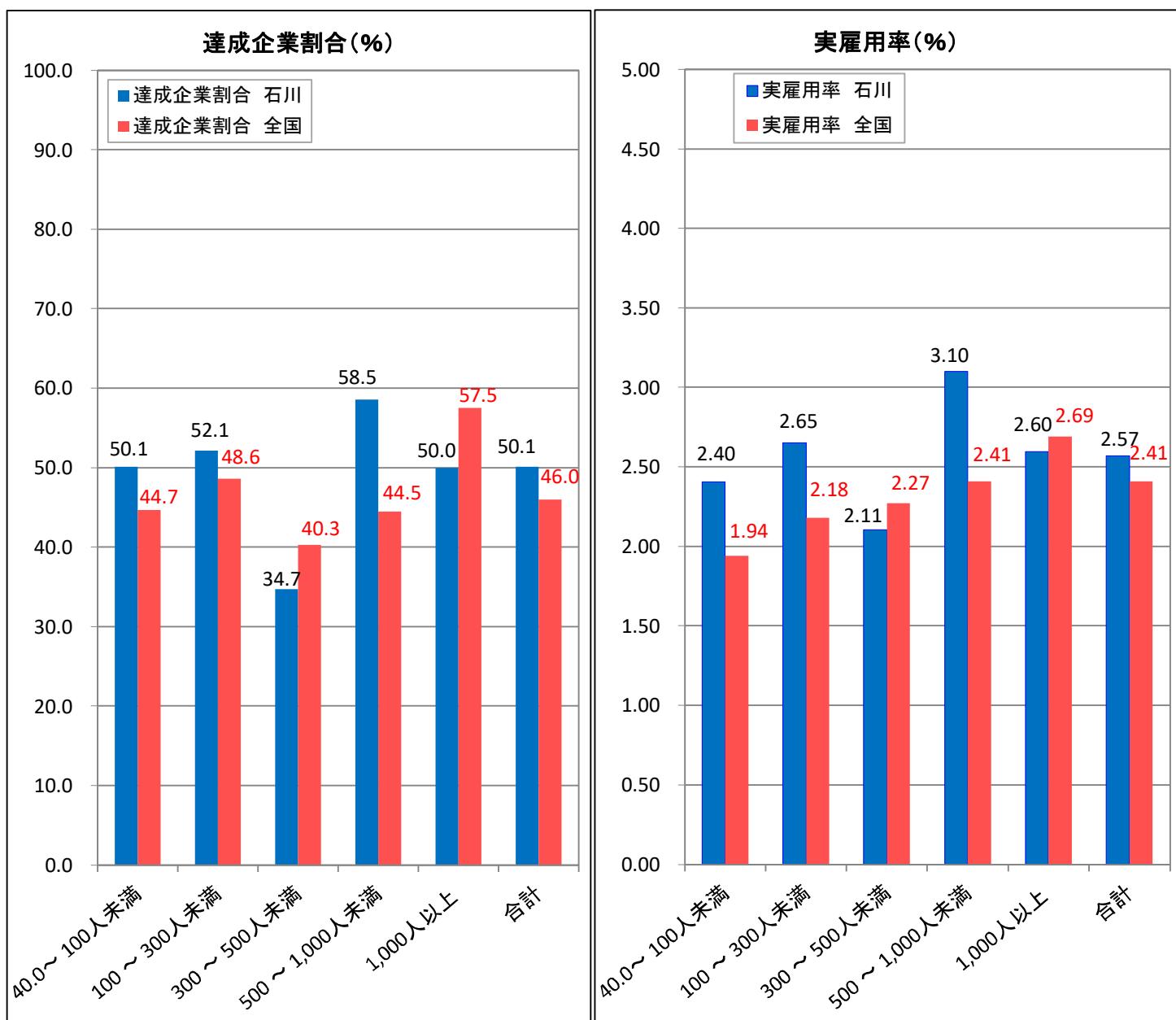
- ①平成18年以降：身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- ②平成23年以降：①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
- ③平成30年以降：精神障害者である短時間労働者のうち、次のいずれかに該当する者の数(1カウント)
  - (1)報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - (2)報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること
- ④令和5年以降：精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
- ⑤令和6年以降：短時間労働者のうち週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、1人を0.5人としてカウントしている。

## 2. 実雇用率・達成企業割合の推移



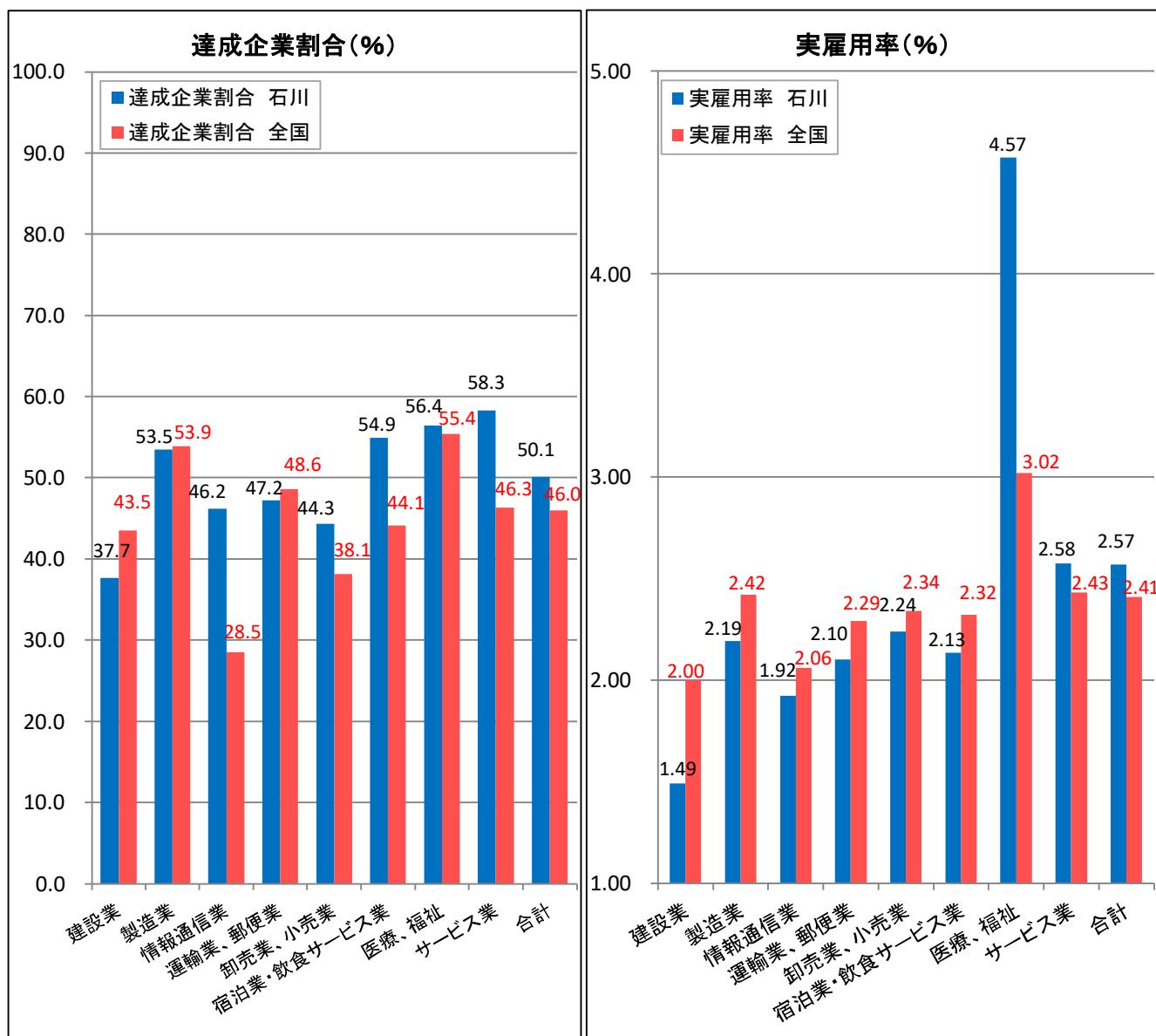
### 3. 企業規模別障害者雇用状況（石川県内）

	対象企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業の割合 (%)	前年比 (P)	法定常用労働者数 (人)	うち障害者数 (人)	障害者数前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成企業							
40～100人未満	776	389	387	50.1	△ 3.0	47,248.0	1,136.0	2.9	2.40	△ 0.03
100～300人未満	378	197	181	52.1	△ 2.6	59,381.0	1,575.0	△ 3.8	2.65	△ 0.15
300～500人未満	72	25	47	34.7	△ 0.9	26,005.0	547.5	0.6	2.11	0.01
500～1,000人未満	41	24	17	58.5	5.9	26,170.5	811.0	13.7	3.10	0.03
1,000人以上	18	9	9	50.0	△ 5.0	38,644.5	1,003.5	△ 4.7	2.60	△ 0.02
合計	1,285	644	641	50.1	△ 2.5	197,449.0	5,073.0	0.4	2.57	△ 0.04



#### 4. 産業別障害者雇用状況（石川県内）

	対象企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業の割合 (%)	前年比 (P)	法定常用労働者数 (人)	うち障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成企業							
建設業	77	29	48	37.7	△ 2.8	8,920.5	133.0	12.7	1.49	△ 0.01
製造業	372	199	173	53.5	0.4	60,726.0	1,331.5	2.1	2.19	0.04
情報通信業	39	18	21	46.2	10.3	5,829.5	112.0	10.3	1.92	0.13
運輸業、郵便業	89	42	47	47.2	△ 9.9	11,453.0	240.5	△ 1.2	2.10	△ 0.29
卸売業、小売業	203	90	113	44.3	1.3	37,080.5	830.5	5.4	2.24	0.02
宿泊業・飲食サービス業	51	28	23	54.9	△ 7.1	4,920.0	105.0	△ 38.8	2.13	0.12
医療、福祉	211	119	92	56.4	△ 9.6	32,563.5	1,489.0	△ 1.7	4.57	△ 0.47
サービス業	103	60	43	58.3	△ 3.8	15,378.5	396.0	1.5	2.58	△ 0.04
上記以外	140	59	81	42.1	△ 1.2	20,577.5	435.5	3.2	2.12	0.02
合計	1,285	644	641	50.1	△ 2.5	197,449.0	5,073.0	0.4	2.57	△ 0.04



## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- |               |   |      |
|---------------|---|------|
| ○ 民間企業        | 一般の民間企業                                 | 2.5% |
|               | (40.0人以上規模の企業)                          |      |
|               | 特殊法人等                                   | 2.8% |
|               | 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |      |
| ○ 国、地方公共団体    | 2.8%                                    |      |
|               | (36.0人以上規模の機関)                          |      |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2.7%                                    |      |
|               | (37.5人以上規模の機関)                          |      |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告(毎年6月1日の状況)

(障害者雇用促進法 第43条第7項)

障害者雇入れ計画作成命令(2年計画)

翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出 (同法第46条第1項)

障害者雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告(計画1年目の12月)  
(同法第46条第6項)

特 別 指 導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施(計画期間終了後に9か月間)

企 業 名 の 公 表

(同法第47条)

※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

#### ○令和6年度の実績

- \* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 2社
- \* 「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
- \* 「特別指導」の実施 0社

#### ○障害者雇入れ計画を実施中の企業 2社 (6年度)

#### ○企業名の公表 0社

## 詳細表

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

#### (1) 概況

##### ① 概況 【第1表】

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者数(人)								④ 実雇用率(%) (F ÷ ② × 100)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合(%)	全国	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F. 計 (A × 2) + B + C + (D × 0.5) + (E × 0.5)	G. うち新規雇用分	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)	
R6	1,266	193,331.5	794	1,001	2,048	654	177	5,052.5	661.5	2.61	52.6	2.41	46.0	
R7	1,285	197,449.0	794	953	2,108	613	235	5,073.0	724.5	2.57	50.1	2.41	46.0	

##### ② 障害種別雇用状況 【第2表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者						④精神障害者			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 (a × 2) + b + c + (d × 0.5) + (e × 0.5)	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度知的障害者である特定短時間労働者	e.重度知的障害者である特定短時間労働者	f. 計 (a × 2) + b + c + (d × 0.5) + (e × 0.5)	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 (c + d + e × 0.5)
R6	5,052.5	709	140	870	170	44	2,535.0	85	44	477	484	19	942.5	701	817	114	1,575.0
R7	5,073.0	710	146	856	202	50	2,548.0	84	39	498	411	12	916.5	754	768	173	1,608.5

##### 【【第1表】の注】

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

##### 【【第2表】の注】

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況 【第3表】

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者数(人)								④ 実雇用率(%) (F÷②)×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合(%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F. 計 (A×2)+B+C+(D×0.5)+(E×0.5)	G. うち新規雇用分			
規模計	R6	1,266	193,331.5	794	1,001	2,048	654	177	5,052.5	661.5	2.61	52.6
	R7	1,285	197,449.0	794	953	2,108	613	235	5,073.0	724.5	2.57	50.1
40.0~100人未満	R6	749	45,406.0	174	262	395	169	28	1,103.5	140.0	2.43	53.1
	R7	776	47,248.0	174	273	400	192	38	1,136.0	179.0	2.40	50.1
100~300人未満	R6	386	58,450.0	244	379	643	220	35	1,637.5	182.5	2.80	54.7
	R7	378	59,381.0	246	312	655	188	44	1,575.0	163.5	2.65	52.1
300~500人未満	R6	73	25,970.5	103	42	273	28	19	544.5	48.0	2.10	35.6
	R7	72	26,005.0	100	50	275	25	20	547.5	60.0	2.11	34.7
500~1000人未満	R6	38	23,262.5	118	93	319	115	16	713.5	92.0	3.07	52.6
	R7	41	26,170.5	128	116	375	113	15	811.0	106.5	3.10	58.5
1,000人以上	R6	20	40,242.5	155	225	418	122	79	1,053.5	199.0	2.62	55.0
	R7	18	38,644.5	146	202	403	95	118	1,003.5	215.5	2.60	50.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

二

② 障害種別雇用状況 【第4表】

(人)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者						③ 知的障害者						④ 精神障害者				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 (a×2)+b+c+d×0.5)+(e×0.5)	g. 重度知的障害者	h. 重度知的障害者である短時間労働者	i. 重度以外の知的障害者	j. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	k. 重度知的障害者である短時間労働者	l. 重度知的障害者である特定短時間労働者	m. 精神障害者	n. 精神障害者である短時間労働者	o. 精神障害者である特定短時間労働者	p. 計 c+d+e×0.5)	
規模計	R6	5,052.5	709	140	870	170	44	2,535.0	85	44	477	484	19	942.5	701	817	114	1,575.0
	R7	5,073.0	710	146	856	202	50	2,548.0	84	39	498	411	12	916.5	754	768	173	1,608.5
40.0~100人未満	R6	1,103.5	154	38	213	49	9	588.0	20	19	81	120	9	204.5	101	205	10	311.0
	R7	1,136.0	156	32	209	87	10	601.5	18	21	84	105	7	197.0	107	220	21	337.5
100~300人未満	R6	1,637.5	223	50	288	66	16	825.0	21	5	134	154	2	259.0	221	324	17	553.5
	R7	1,575.0	223	48	277	51	15	804.0	23	5	144	137	3	265.0	234	259	26	506.0
300~500人未満	R6	544.5	94	11	111	12	4	318.0	9	3	59	16	0	88.0	103	28	15	138.5
	R7	547.5	90	16	104	12	4	308.0	10	3	59	13	1	89.0	112	31	15	150.5
500~1000人未満	R6	713.5	93	15	111	15	9	324.0	25	12	112	100	0	224.0	96	66	7	165.5
	R7	811.0	102	24	130	18	6	370.0	26	4	123	95	0	226.5	122	88	9	214.5
1,000人以上	R6	1,053.5	145	26	147	28	6	480.0	10	5	91	94	8	167.0	180	194	65	406.5
	R7	1,003.5	139	26	136	34	15	464.5	7	6	88	61	1	139.0	179	170	102	400.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

## ① 概況 【第5表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)							④ 実雇用率(%) (F ÷ ②) × 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者及び 精神障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者である 短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知 的障害者及び精神障害者 である 特定短時間労働者	F. 計 (A × 2)+B+C+(D × 0.5)+ (E × 0.5)	G. うち新規 雇用分			
産業計	R6	1,266	193,331.5	794	1,001	2,048	654	177	5,052.5	661.5	2.61	52.6
	R7	1,285	197,449.0	794	953	2,108	613	235	5,073.0	724.5	2.57	50.1
建設業 06~08	R6	74	7,879.5	28	4	58	0	0	118.0	8.0	1.50	40.5
	R7	77	8,920.5	30	5	68	0	0	133.0	19.0	1.49	37.7
製造業 09~32	R6	369	60,540.0	286	35	677	28	11	1,303.5	98.0	2.15	53.1
	R7	372	60,726.0	285	46	692	27	20	1,331.5	111.0	2.19	53.5
情報通信業 37~41	R6	39	5,673.0	27	5	42	0	1	101.5	14.0	1.79	35.9
	R7	39	5,829.5	28	2	52	1	3	112.0	20.0	1.92	46.2
運輸業・郵便業 42~49	R6	84	10,206.5	45	23	121	12	7	243.5	28.0	2.39	57.1
	R7	89	11,453.0	45	20	120	14	7	240.5	20.0	2.10	47.2
卸売・小売業 50~61	R6	200	35,542.5	110	201	257	128	92	788.0	172.5	2.22	43.0
	R7	203	37,080.5	115	197	281	107	138	830.5	163.5	2.24	44.3
金融・不動産業 62~70	R6	31	6,198.5	29	7	62	7	1	131.0	10.0	2.11	32.3
	R7	30	6,087.5	25	8	67	8	2	130.0	46.5	2.14	36.7
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	R6	27	2,348.5	9	3	16	3	0	38.5	6.0	1.64	40.7
	R7	28	2,608.5	8	0	20	2	0	37.0	1.0	1.42	32.1
宿泊業・飲食 サービス業 75~77	R6	50	8,513.5	17	34	88	22	9	171.5	30.5	2.01	62.0
	R7	51	4,920.0	10	17	57	17	5	105.0	20.5	2.13	54.9
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	R6	31	3,123.0	11	8	32	6	6	68.0	9.0	2.18	58.1
	R7	33	3,165.5	14	6	34	4	5	72.5	8.5	2.29	57.6
教育・学習支援業 81~82	R6	22	4,238.0	13	11	34	3	2	73.5	6.5	1.73	27.3
	R7	22	4,737.0	22	17	30	6	2	95.0	14.0	2.01	22.7
医療・福祉 83~85	R6	206	30,029.0	135	622	405	410	25	1,514.5	223.5	5.04	66.0
	R7	211	32,563.5	129	594	425	393	31	1,489.0	242.0	4.57	56.4
複合サービス業 86~87	R6	24	3,819.0	18	15	45	9	1	101.0	1.0	2.64	45.8
	R7	21	3,614.5	18	6	47	5	1	92.0	5.0	2.55	52.4
サービス業 88~96	R6	103	14,860.0	64	33	205	26	22	390.0	54.5	2.62	62.1
	R7	103	15,378.5	63	35	210	29	21	396.0	53.5	2.58	58.3
その他 01~05 33~36	R6	6	360.5	2	0	6	0	0	10.0	0.0	2.77	83.3
	R7	6	364.5	2	0	5	0	0	9.0	0.0	2.47	66.7

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

## ② 障害種別雇用状況 【第6表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者						④精神障害者				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 $(a \times 2) + b + c + (d \times 0.5) + e \times 0.5$	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.重度知的障害者である特定短時間労働者	f. 計 $(a \times 2) + b + c + (d \times 0.5) + e \times 0.5$	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 $c + d + e \times 0.5$	
産業計	R6	5,052.5	709	140	870	170	44	2,535.0	85	44	477	484	19	942.5	701	817	114	1,575.0
	R7	5,073.0	710	146	856	202	50	2,548.0	84	39	498	411	12	916.5	754	768	173	1,608.5
建設業 06~08	R6	118.0	26	0	39	0	0	91.0	2	0	5	0	0	9.0	14	4	0	18.0
	R7	133.0	29	1	40	0	0	99.0	1	0	7	0	0	9.0	21	4	0	25.0
製造業 09~32	R6	1,303.5	259	18	272	13	1	815.0	27	3	194	15	3	260.0	211	14	7	228.5
	R7	1,331.5	254	16	268	14	4	801.0	31	5	203	13	3	278.0	221	25	13	252.5
情報通信業 37~41	R6	101.5	27	1	17	0	0	72.0	0	0	5	0	0	5.0	20	4	1	24.5
	R7	112.0	28	0	17	1	1	74.0	0	0	5	0	0	5.0	30	2	2	33.0
運輸業・郵便業 42~49	R6	243.5	42	7	68	4	2	162.0	3	5	22	8	0	37.0	31	11	5	44.5
	R7	240.5	42	5	63	6	1	155.5	3	5	22	8	0	37.0	35	10	6	48.0
卸売・小売業 50~61	R6	788.0	103	18	121	29	14	366.5	7	4	49	99	7	120.0	87	179	71	301.5
	R7	830.5	108	19	127	38	24	393.0	7	5	59	69	1	113.0	95	173	113	324.5
金融・不動産業 62~70	R6	131.0	27	1	36	6	0	94.0	2	0	5	1	1	10.0	21	6	0	27.0
	R7	130.0	23	2	32	8	0	84.0	2	0	6	0	1	10.5	29	6	1	35.5
学術研究・専門・技術サービス業 71~74	R6	38.5	9	1	12	3	0	32.5	0	0	0	0	0	0.0	4	2	0	6.0
	R7	37.0	8	0	14	2	0	31.0	0	0	0	0	0	0.0	6	0	0	6.0
宿泊業・飲料サービス業 75~77	R6	171.5	12	10	29	9	4	69.5	5	1	22	13	2	40.5	37	23	3	61.5
	R7	105.0	10	7	23	8	3	55.5	0	1	12	9	1	18.0	22	9	1	31.5
生活関連サービス業・娯楽業 78~80	R6	68.0	11	2	17	5	2	44.5	0	1	9	1	0	10.5	6	5	4	13.0
	R7	72.5	14	2	18	2	2	50.0	0	0	9	2	0	10.0	7	4	3	12.5
教育・学習支援業 81~82	R6	73.5	13	3	22	3	1	53.0	0	0	2	0	0	2.0	10	8	1	18.5
	R7	95.0	14	5	17	4	1	52.5	8	0	3	2	0	20.0	10	12	1	22.5
医療・福祉 83~85	R6	1,514.5	113	64	122	75	7	453.0	22	14	112	335	1	338.0	171	544	17	723.5
	R7	1,489.0	114	72	124	98	3	474.5	15	16	120	295	2	314.5	181	506	26	700.0
複合サービス業 86~87	R6	101.0	9	3	24	8	0	49.0	9	10	9	1	0	37.5	12	2	1	14.5
	R7	92.0	8	2	25	4	1	45.5	10	1	11	1	0	32.5	11	3	0	14.0
サービス業 88~96	R6	390.0	56	12	86	15	13	224.0	8	6	42	11	5	72.0	77	15	4	94.0
	R7	396.0	56	15	84	17	10	224.5	7	6	40	12	4	68.0	86	14	7	103.5
その他 01~05 33~36	R6	10.0	2	0	5	0	0	9.0	0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0
	R7	9.0	2	0	4	0	0	8.0	0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数(人)						④ 実雇用率(%) (F ÷ ②) × 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者及び 精神障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者である 短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障 害者及び精神障害者である 特定短時間労働者	F. 計 (A × 2)+B+C+(D × 0.5)+ (E × 0.5)	G. うち新規 雇用分			
製造業計	R6	369	60,540.0	286	35	677	28	11	1,303.5	98.0	2.15	53.1
	R7	372	60,726.0	285	46	692	27	20	1,331.5	111.0	2.19	53.5
食料品・たばこ 09・10	R6	54	6,636.0	25	14	95	9	8	167.5	7.0	2.52	64.8
	R7	57	6,781.0	26	18	93	5	13	172.0	23.5	2.54	63.2
繊維工業 11	R6	49	4,917.5	21	6	51	10	2	105.0	14.5	2.14	61.2
	R7	49	5,047.0	24	5	48	11	2	107.5	16.0	2.13	61.2
金属製品 24	R6	49	4,875.0	13	3	52	3	0	82.5	8.0	1.69	53.1
	R7	50	4,886.0	14	5	59	2	0	93.0	18.0	1.90	60.0
電気機械器具 29	R6	29	5,543.5	34	3	63	2	0	135.0	7.0	2.44	44.8
	R7	29	5,643.5	35	4	67	3	0	142.5	6.5	2.53	51.7

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

14

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者					④精神障害者					
		a.重度身体 障害者	b.重度身体障害 者である短時間 労働者	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の身 体障害者である 短時間労働者	e.重度身体障 害者である特定短 時間労働者	f. 計 (a × 2)+b+c+d+(e × 0.5)	a.重度知的 障害者	b.重度知的障 害者である短時間 労働者	c.重度以外の知 的障害者	d.重度以外の知 的障害者である特 定短時間労働者	e.重度知的障 害者である特定短 時間労働者	f. 計 (a × 2)+b+c+d+(e × 0.5)	c.精神障害者	d.精神障害者で ある短時間労 働者	e.精神障害者で ある特定短時間 労働者	f. 計 c+d+(e × 0.5)	
製造業計	R6	1,303.5	259	18	272	13	1	815.0	27	3	194	15	3	260.0	211	14	7	228.5
	R7	1,331.5	254	16	268	14	4	801.0	31	5	203	13	3	278.0	221	25	13	252.5
食料品・たばこ 09・10	R6	167.5	16	6	23	2	1	62.5	9	3	41	7	3	67.0	31	5	4	38.0
	R7	172.0	16	6	24	3	3	65.0	10	4	46	2	3	72.5	23	8	7	34.5
繊維工業 11	R6	105.0	20	3	25	4	0	70.0	1	0	10	6	0	15.0	16	3	2	20.0
	R7	107.5	23	2	24	4	0	74.0	1	1	10	7	0	16.5	14	2	2	17.0
金属製品 24	R6	82.5	13	2	26	2	0	55.0	0	0	8	1	0	8.5	18	1	0	19.0
	R7	93.0	13	2	27	1	0	55.5	1	0	12	1	0	14.5	20	3	0	23.0
電気機械器具 29	R6	135.0	30	3	19	1	0	82.5	4	0	29	1	0	37.5	15	0	0	15.0
	R7	142.5	31	3	20	2	0	86.0	4	0	28	1	0	36.5	19	1	0	20.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移【第9表】

年	障害者数 (人)	対前年増減 (人)	実雇用率 (%)		対象 企業数 (社)	達成 企業数 (社)	未達成 企業数 (社)	法定雇用率 達成企業の割合 (%)		法定 雇用率
			対前年増減 (P)	対前年増減 (%)				対前年増減 (P)	対前年増減 (%)	
昭和 52 年	1,018	—	1.35	—	398	244	154	61.3	—	1.5%
53	1,042	24	1.42	0.07	381	222	159	58.3	△ 3.0	1.6%
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	388	226	162	58.2	△ 0.1	1.6%
55	1,136	83	1.44	0.04	420	249	171	59.3	1.1	1.8%
56	1,235	99	1.54	0.10	418	260	158	62.2	2.9	1.8%
57	1,294	59	1.59	0.05	416	270	146	64.9	2.7	1.8%
58	1,299	5	1.59	0.00	417	272	145	65.2	0.3	1.8%
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	426	267	159	62.7	△ 2.5	1.8%
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	452	282	170	62.4	△ 0.3	1.8%
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	450	262	188	58.2	△ 4.2	1.8%
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.09	471	276	195	58.6	0.4	1.8%
63	1,471	271	1.52	0.20	537	311	226	57.9	△ 0.7	1.8%
平成 元 年	1,560	89	1.54	0.02	562	319	243	56.8	△ 1.1	1.8%
2	1,677	117	1.57	0.03	586	344	242	58.7	1.9	1.8%
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	582	330	252	56.7	△ 2.0	1.8%
4	1,890	172	1.60	0.04	651	387	264	59.4	2.7	1.8%
5	1,970	80	1.67	0.07	651	393	258	60.4	1.0	1.8%
6	1,983	13	1.67	0.00	653	379	274	58.0	△ 2.4	1.8%
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	638	366	272	57.4	△ 0.6	1.8%
8	2,002	36	1.68	0.01	659	375	284	56.9	△ 0.5	1.8%
9	2,019	17	1.70	0.02	661	382	279	57.8	0.9	1.8%
10	2,024	5	1.70	0.00	648	375	273	57.9	0.1	1.8%
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	710	365	345	51.4	△ 6.5	1.8%
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	692	382	310	55.2	3.8	1.8%
13	2,022	54	1.67	0.00	709	381	328	53.7	△ 1.5	1.8%
14	1,985	△ 37	1.67	0.00	693	373	320	53.8	0.1	1.8%
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	698	359	339	51.4	△ 2.4	1.8%
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	719	380	339	52.9	1.5	1.8%
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	723	382	341	52.8	△ 0.1	1.8%
18	2,128.5	25.5	1.53	△ 0.08	776	371	405	47.8	△ 5.0	1.8%
19	2,149.5	21.0	1.57	0.04	768	370	398	48.2	0.4	1.8%
20	2,281.5	132.0	1.62	0.05	789	408	381	51.7	3.5	1.8%
21	2,258.0	△ 23.5	1.60	△ 0.02	783	397	386	50.7	△ 1.0	1.8%
22	2,230.5	△ 27.5	1.62	0.02	772	416	356	53.9	3.2	1.8%
23	2,291.5	61.0	1.56	△ 0.06	796	417	379	52.4	△ 1.5	1.8%
24	2,330.5	39.0	1.57	0.01	812	427	385	52.6	0.2	1.8%
25	2,641.5	311.0	1.69	0.12	912	441	471	48.4	△ 4.2	1.8%
26	2,905.5	264.0	1.82	0.13	927	480	447	51.8	3.4	1.8%
27	3,039.5	134.0	1.86	0.04	932	506	426	54.3	2.5	1.8%
28	3,141.5	102.0	1.88	0.02	951	537	414	56.5	2.2	1.8%
29	3,437.0	295.5	1.98	0.10	992	562	430	56.7	0.2	1.8%
30	3,940.0	503.0	2.18	0.20	1,091	609	482	55.8	△ 0.9	1.8%
令和 元 年	4,223.5	283.5	2.28	0.10	1,113	631	482	56.7	0.9	1.8%
2 年	4,398.5	175.0	2.35	0.07	1,101	621	480	56.4	△ 0.3	1.8%
3 年	4,584.0	185.5	2.45	0.10	1,147	613	534	53.4	△ 3.0	1.8%
4 年	4,447.0	△ 137.0	2.37	△ 0.08	1,160	631	529	54.4	1.0	1.8%
5 年	4,675.5	228.5	2.49	0.12	1,173	653	520	55.7	1.3	1.8%
6 年	5,052.5	377.0	2.61	0.12	1,266	666	600	52.6	△ 3.1	1.8%
7 年	5,073.0	20.5	2.57	△ 0.04	1,285	644	641	50.1	△ 2.5	1.8%

(各年6月1日現在)

◇雇用率の改定経過

S51年10月1日 1.5%

S63年4月1日 1.6%

H10年7月1日 1.8%

H25年4月1日 2.0%

H30年4月1日 2.2%

R3年3月1日 2.3%

R6年4月1日 2.5%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに  
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)※

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、  
重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数【第10表】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上		
規模計	R6	600	409 (68.2)	114 (19.0)	43 (7.2)	19 (3.2)	12 (2.0)	3 (0.5)	352 (58.7)
	R7	641	449 (70.0)	114 (17.8)	43 (6.7)	20 (3.1)	12 (1.9)	3 (0.5)	365 (56.9)
40～100人未満	R6	351	325 (92.6)	26 (7.4)	—	—	—	—	315 (89.7)
	R7	387	356 (92.0)	31 (8.0)	—	—	—	—	336 (86.8)
100～300人未満	R6	175	69 (39.4)	73 (41.7)	28 (16.0)	4 (2.3)	1 (0.6)	—	37 (21.1)
	R7	181	77 (42.5)	68 (37.6)	24 (13.3)	11 (6.1)	1 (0.6)	—	28 (15.5)
300～500人未満	R6	47	13 (27.7)	8 (17.0)	11 (23.4)	9 (19.1)	6 (12.8)	—	—
	R7	47	13 (27.7)	12 (25.5)	13 (27.7)	5 (10.6)	3 (6.4)	1 (2.1)	1 (2.1)
500～1000人未満	R6	18	—	5 (27.8)	4 (22.2)	4 (22.2)	5 (27.8)	—	—
	R7	17	1 (5.9)	3 (17.6)	5 (29.4)	4 (23.5)	3 (17.6)	1 (5.9)	—
1000人以上	R6	9	2 (22.2)	2 (22.2)	—	2 (22.2)	—	3 (33.3)	—
	R7	9	2 (22.2)	—	1 (11.1)	—	5 (55.6)	1 (11.1)	—

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況 【第11表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	R6	100	212	28	827	766	1,933
	R7	96	208	26	847	787	1,964

② 企業規模別の雇用状況 【第12表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
計	R6	100	212	28	827	766	1,933
	R7	96	208	26	847	787	1,964
40~100人未満	R6	28	39	6	190	200	463
	R7	25	39	5	218	207	494
100~300人未満	R6	25	81	9	266	262	643
	R7	29	83	9	230	263	614
300~500人未満	R6	14	17	4	104	93	232
	R7	9	24	3	101	89	226
500~1000人未満	R6	13	33	3	104	90	243
	R7	15	30	3	131	101	280
1,000人以上	R6	20	42	6	163	121	352
	R7	18	32	6	167	127	350

③ 産業別の雇用状況 【第13表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
産業計	R6	100	212	28	827	766	1,933
	R7	96	208	26	847	787	1,964
建設業 06~08	R6	4	3	3	30	25	65
	R7	5	2	2	31	30	70
製造業 09~32	R6	20	106	9	221	207	563
	R7	18	109	9	220	200	556
情報通信業 37~41	R6	3	3	0	14	25	45
	R7	3	2	0	17	25	47
運輸業・郵便業 42~49	R6	6	3	0	60	54	123
	R7	5	3	0	62	47	117
卸売・小売業 50~61	R6	17	15	2	109	142	285
	R7	17	16	1	117	165	316
金融・不動産業 62~70	R6	2	8	0	38	22	70
	R7	3	8	0	34	20	65
学術研究・専門・技術サービス業 71~74	R6	1	2	0	8	14	25
	R7	1	2	0	7	14	24
宿泊業・飲料サービス業 75~77	R6	3	12	1	27	21	64
	R7	1	6	1	23	20	51
生活関連サービス・娯楽業 78~80	R6	3	3	0	16	15	37
	R7	2	3	0	13	20	38
教育・学習支援業 81~82	R6	0	0	1	19	22	42
	R7	0	0	0	18	23	41
医療・福祉 83~85	R6	35	38	6	185	117	381
	R7	36	37	7	214	117	411
複合サービス業 86~87	R6	0	1	3	24	16	44
	R7	0	1	3	23	13	40
サービス業 88~96	R6	6	17	3	73	83	182
	R7	5	18	3	66	90	182
その他 01~05 33~36	R6	0	1	0	3	3	7
	R7	0	1	0	2	3	6

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 石川県・市町等の機関(法定雇用率2.8%の機関)

#### ① 概況 【第14表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者数(人)						④ 実雇用率(%) (F ÷ ②) × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の割合(%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員	F. 計 (A × 2) + B + C + (D × 0.5) + (E × 0.5)			
R6	36	18,122.5	126	10	254	7	2	520.5	56.5	2.87	86.1
R7	36	20,200.0	131	14	274	5	2	553.5	74.0	2.74	63.9

#### ② 障害種別在職状況 【第15表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者						④精神障害者					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 (a × 2) + b + c + (d × 0.5) + (e × 0.5)	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である特定短時間労働者	e.重度知的障害者である特定短時間労働者	f. 計 (a × 2) + b + c + (d × 0.5) + (e × 0.5)	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 (c + d) × (e × 0.5)		
R6	520.5	126	4	119	7	1	379.0	0	0	13	0	0	13.0	122	6	1	128.5		
R7	553.5	131	5	116	5	2	386.5	0	0	13	0	0	13.0	145	9	0	154.0		

#### 【第14表】の注】

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

#### 【第15表】の注】

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③のa欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

## (2)石川県等の教育委員会(法定雇用率2.7%の機関)

## ① 概況【第16表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数	③障害者数(人)						④ 実雇用率% (F÷②)×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の割合 (%)	
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者である 短時間勤務職員	E. 重度身体障害者、重度知的障害 者及び精神障害者である 特定短時間勤務職員	F. 計 (A×2)+B+C+(D×0.5)+(E ×0.5)			
R6	3	7,742.0	42	3	127	2	1	215.5	21.0	2.78	100.0
R7	3	9,208.0	45	8	133	7	3	236.0	45.0	2.56	66.7

## ② 障害種別在職状況【第17表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者						④精神障害者			
		a.重度身体 障害者	b.重度身体障害 者である短時間 労働者	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の身 体障害者である短 時間労働者	e.重度身体障害 者である特定短 時間労働者	f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)+(e× 0.5)	a.重度知的 障害者	b.重度知的障害 者である短時間 労働者	c.重度以外の知 的障害者	d.重度以外の知 的障害者である短 時間労働者	e.重度知的障害 者である特定短 時間労働者	f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)+(e× 0.5)	c.精神障害者	d.精神障害者で ある短時間労働 者	e.精神障害者で ある特定短時間 労働者	f. 計 (c+d×0.5)
R6	215.5	42	0	57	2	1	142.5	0	0	7	0	0	7.0	63	3	0	66.0
R7	236.0	45	1	58	6	2	153.0	0	0	9	1	0	9.5	66	7	1	73.5

10

## 【第16表】の注】

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

## 【第17表】の注】

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③のa欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%の機関)

#### ① 概況【第18表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者数(人)						④ 実雇用率% (F ÷ ②) × 100	⑤ 法定雇用率達成機関の割合% (%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F. 計 (A × 2)+B+C+(D × 0.5)+(E × 0.5)			
R6	5	3,380.0	28	3	36	1	0	95.5	9.5	2.83	100.0
R7	5	3,881.0	27	4	48	1	0	106.5	14.5	2.74	80.0

#### ② 障害種別在職状況【第19表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者						④精神障害者			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である特定短時間労働者	f.計 (a × 2)+b+c+(d × 0.5)+(e × 0.5)	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.重度知的障害者である特定短時間労働者	f.計 (a × 2)+b+c+(d × 0.5)+(e × 0.5)	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f.計 c+d+e(f × 0.5)
R6	95.5	10	1	14	1	0	35.5	18	1	9	0	0	46.0	13	1	0	14.0
R7	106.5	9	1	17	0	0	36.0	18	0	9	1	0	45.5	22	3	0	25.0

20

#### 【第18表】の注

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

#### 【第19表】の注

- ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

#### 4 地方公共団体の各機関の状況

##### (1) 石川県・市町等の機関における状況（法定雇用率2.8%の機関）【第20表】

令和7年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県	5,811.5	170.0	2.93	0.0	注4
2	石川県警察本部	432.0	14.0	3.24	0.0	
3	金沢市	2,735.0	80.5	2.94	0.0	
4	七尾市	936.5	23.0	2.46	3.0	注5
5	小松市	1,093.0	30.0	2.74	0.0	
6	輪島市	522.5	8.0	1.53	6.0	
7	珠洲市	429.0	10.0	2.33	2.0	注4
8	加賀市	600.0	22.0	3.67	0.0	
9	羽咋市	195.0	5.0	2.56	0.0	
10	白山市	1,241.0	32.0	2.58	2.0	注4・注5
11	かほく市	412.0	12.0	2.91	0.0	
12	能美市	642.5	17.5	2.72	0.0	
13	野々市市	366.5	12.0	3.27	0.0	
14	川北町	82.5	2.0	2.42	0.0	
15	津幡町	539.5	14.0	2.59	1.0	注4・注5
16	内灘町	220.0	7.0	3.18	0.0	
17	志賀町	364.5	10.0	2.74	0.0	注4
18	宝達志水町	222.0	5.0	2.25	1.0	注5
19	中能登町	187.5	6.0	3.20	0.0	
20	穴水町	270.5	5.0	1.85	2.0	
21	能登町	326.5	8.0	2.45	1.0	注5
22	七尾市教育委員会	139.0	2.5	1.80	0.5	注5
23	輪島市教育委員会	94.5	2.5	2.65	0.0	
24	加賀市教育委員会	171.0	5.0	2.92	0.0	
25	羽咋市教育委員会	82.0	2.0	2.44	0.0	
26	かほく市教育委員会	148.5	5.0	3.37	0.0	
27	能美市教育委員会	166.5	3.0	1.80	1.0	注5
28	野々市市教育委員会	106.5	3.0	2.82	0.0	
29	内灘町教育委員会	90.0	3.0	3.33	0.0	
30	宝達志水町教育委員会	47.0	1.0	2.13	0.0	
31	能登町教育委員会	97.5	3.0	3.08	0.0	
32	金沢市企業局	180.0	6.0	3.33	0.0	
33	白山野々市広域事務組合	40.0	1.0	2.50	0.0	
34	白山石川医療企業団	552.0	12.0	2.17	3.0	注5
35	羽咋郡市広域圏事務組合	223.0	4.5	2.02	1.5	注5
36	加賀市病院事業	433.0	7.0	1.62	5.0	
	合 計	20,200.0	553.5	2.74	29.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 宝達志水町においては、8月4日時点において障害者の数6.0人、実雇用率2.70%、不足数0人となっている。

白山市においては、9月1日時点において障害者の数34.5人、実雇用率2.78%、不足数0人となっている。

羽咋郡市広域圏事務組合においては、9月1日時点において障害者の数6.0人、実雇用率2.67%、不足数0人となっている。

津幡町においては、9月5日時点において障害者の数15.0人、実雇用率2.78%、不足数0人となっている。

能登町においては、10月1日時点において障害者の数9.0人、実雇用率2.75%、不足数0人となっている。

能美市教育委員会においては、10月1日時点において障害者の数4.0人、実雇用率2.40%、不足数0人となっている。

七尾市においては、11月1日時点において障害者の数26.0人、実雇用率2.78%、不足数0人となっている。

七尾市教育委員会においては、11月1日時点において障害者の数3.5人、実雇用率2.50%、不足数0人となっている。

白山石川医療企業団において、11月15日時点において障害者の数15.0人、実雇用率2.71%、不足数0人となっている。

(2) 石川県等の教育委員会における状況（法定雇用率2.7%の機関）【第21表】

令和7年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県教育委員会	8,334.5	212.5	2.55	12.5	
2	金沢市教育委員会	621.0	17.0	2.74	0.0	
3	小松市教育委員会	252.5	6.5	2.57	0.0	
	合 計	9,208.0	236.0	2.56	12.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 独立行政法人等における状況（法定雇用率2.8%の機関）【第22表】

令和7年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	国立大学法人 金沢大学	3,214.0	90.5	2.82	0.0	
2	国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学	315.5	8.0	2.54	0.0	
3	石川県公立大学法人	169.0	3.0	1.78	1.0	
4	公立大学法人 金沢美術工芸大学	77.5	2.0	2.58	0.0	
5	公立大学法人 公立小松大学	105.0	3.0	2.86	0.0	
	合 計	3,881.0	106.5	2.74	1.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。